

AIを含めたデジタル技術の進展に対応した 著作権等に係る諸問題に関する諸外国調査

（調査結果概要）

令和7年3月

株式会社シード・プランニング



I . 調查概要

調査目的

調査内容

生成系AIをはじめとした技術の急速な進歩により、コンテンツの創作、利用の在り方に大きな変化が生じている。これに伴い、著作権法及び他の知的財産法制による保護の在り方についても様々な議論が行われている。本事業では、こうしたデジタル技術の進展に対応した諸外国の著作権等に係る諸問題について、以下を含む多角的な観点から調査研究を実施することにより、我が国の著作権政策の立案に資するものとする。

主な調査項目

- (1) 「肖像、声の保護」と著作権の関係
- (2) 海賊版によって生じる広告収入に対する規制等
- (3) AI技術の進展に応じた規制の在り方と訴訟の状況等
(第三者の意見聴取に関する制度の導入状況とその概要ほか)

調査期間

令和6年9月5日～令和7年3月24日

章立て

第1章 背景・目的

- 1.目的
- 2.調査内容
- 3.調査方法
- 4.ヒアリング調査対象

第2章 「肖像、声の保護」と著作権等の関係

- 1.EU
- 2.ドイツ
- 3.フランス
- 4.英国
- 5.米国（連邦・各州）
- 6.中国
- 7.シンガポール
- 8.韓国

第3章 海賊版によって生じる広告収入に対する規制等

- 1.EU
- 2.ドイツ
- 3.フランス
- 4.英国
- 5.米国（連邦・各州）
- 6.中国
- 7.大手プラットフォームによる予防的な取り組み

第4章 AI技術の進展に応じた規制の在り方と訴訟の状況等

- 1.EU
- 2.ドイツ
- 3.フランス
- 4.英国
- 5.米国（連邦・各州）
- 6.中国
- 7.シンガポール

II. 「肖像、声の保護」と著作権等の関係

肖像や声を保護する諸外国の法制度

		EU	独国	仏国	英国	米国	中国	シンガポール	韓国
著作権	著作権	対象外 (DSM著作権指令)	対象外 (著作権法) (造形美術の著作物及び写真の著作物の著作権に関する法律)	対象外 (知的所有権法典)	対象外 (英国著作権法)	対象外 (米国著作権法)	対象外 (中国著作権法实施条例) (中国著作権法)	対象外 (著作権法)	対象外 (著作権法)
	著作隣接権	対象外 (DSM著作権指令)	対象外 (著作権法)	対象外 (知的所有権法典)	対象外 (英国著作権法)	該当なし	対象外 (中国著作権法实施条例) (中国著作権法)	該当なし	対象外 (著作権法)
個人情報保護		GDPR	GDPR	GDPR	UK GDPR	本調査での言及なし	・中国民法典 ・個人情報保護法	対象外 (個人データ保護法)	改正個人情報保護法
肖像に関する権利	・プライバシー権 ・人格権	関連性の高いものはない	・ドイツ基本法	・民法 ・刑法	本調査での言及なし	州法で対応	中国民法典	本調査での言及なし	・民法 ・改正個人情報保護法
	パブリシティ権	該当なし (加盟国の法制度を適用)	ドイツ民法典	・民法 ・知的所有権法典	本調査での言及なし	州法や判例法で対応	中国民法典	本調査での言及なし	民法
その他		・不公正商慣習指令 ・欧州連合商法制度 ・EUデジタルサービス法 女性保護及びDV関連法	本調査での言及なし	本調査での言及なし	・パッシング・オフ(判例法) ・ ・商標権	・連邦取引委員会法 ・ランハム法 ・通信法 ・私的契約	本調査での言及なし	・パッシング・オフ(判例法) ・名誉毀損 ・オンライン虚偽情報・情報操作防止法 ・選挙法	本調査での言及なし
AI関連		AI規則	該当なし	SREN法	該当なし	州によっては該当する州法あり	AIサービス利用暫定弁法	該当なし	AI基本法

1. EU

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

- ・欧州委員会のIPヘルプデスクが示す著作権及び著作隣接権の保護対象例には、肖像や声そのものは含まれていない。
- ・DSM著作権指令により、肖像や声を著作権又は著作隣接権で保護することが可能な状況においても、適法なアクセスを通じて取得したそれらの肖像や声のデータを学術研究目的等で生成AIに利用する際には権利者の承諾を必要としないと解釈され、また学術研究等以外でもTDM目的であれば、権利者がオプトアウトを行使しない限り、権利者の承諾を取得せずに利用することが可能となる。

（２）個人情報保護

- ・肖像や声などを保護することを目的として生成AIに関連したサービス事業者に対する罰則的な措置が取られる際に、GDPRに依拠した判断が下される事例が出ている。

（３）AI利用に関する法制度

- ・2026年から適用が開始されるAI規則が、ディープフェイクを構成する画像、音声、動画コンテンツを生成または操作するAIシステムのデプロイヤーに対し、そのコンテンツが人工的に生成または操作されたという事実を同システムの利用者に開示する義務を定めている。またディープフェイクを構成する画像、音声、動画コンテンツを生成または操作するAIシステムのデプロイヤーは、そのコンテンツが人工的に生成または操作されたという事実を開示しなければならない。

2. ドイツ

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

・現行の法制度においては、AI利用に関して、人の声や肖像そのものは著作権では保護されていないとの見解をドイツ連邦司法省が示している。

（２）人格権

・個人の肖像や声そのものは、個々の法律上の権利をまとめた総称としての一般的人格権によって保護されている。

（３）パブリシティ権

・個人の肖像や声の無断使用については、経済的な損害を与えるか、名誉や人格を侵害し精神的損害を与える場合には、ドイツ民法典で損害賠償について定めた規定を類推適用することで、他者の権利や利益を不当に侵害する行為に対して損害賠償の請求を主張することができる。

（４）AI利用に関する法制度

・ディープフェイクに対する刑法上的人格権保護に関する法律の草案が、2024年8月にドイツ連邦議会に提出された。2025年1月時点で審議中となっている。

3. フランス

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

- ・肖像や声そのものは著作権または著作隣接権で保護することはできないと考えられている。

（２）人格権

- ・経済的損害の有無や肖像や声の持ち主の知名度に関わらず、民法第9条によって肖像や声そのものを保護することが可能である。

（３）刑法

- ・刑法第226-1条は、私的な場所において他人の肖像を本人の同意なく固定、録画、送信することにより、他人のプライバシーを侵害する行為を禁じている。また刑法第226-8条は、モンタージュであることが明白でない場合、または明示的に言及されていない場合、いかなる手段であれ、本人の同意を得ずに本人の肖像から作成されたモンタージュを公表することを禁じている。

（４）AIに関する制度

- ・デジタル空間の確保と規制を目的とした通称SREN法が2024年5月より施行された。アルゴリズム処理によって生成され、人物の画像または言葉を表現した視覚的または音声的コンテンツを、関係者の許可なく、かつAIによって生成されたコンテンツであることが明らかでない、またはAIの使用が明示されていない状態で、公衆または第三者の目に触れるようにすることを禁じている。

4. 英国

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

・英国では、非商業的調査のためのテキストおよびデータの解析のための複製を除いて、著作権者の許諾なしでテキスト及びデータ解析のための複製を行うことが認められていない。そこで仮に実演家が自身の肖像や声を著作権で保護できないとしても、例えば自身の肖像や声をAI利用から保護することを望んだ看板俳優の要請を受けて、大手映画製作会社が制作した映画に登場したその俳優の肖像や声を取得した生成AI提供事業者に対して、テキストデータマイニング段階におけるあくまでも特定の作品の著作権侵害を訴えることは理論的には可能であるとの考えが示されている。一方で様々な映像作品や楽曲に関するデータを組み合わせたAI生成物が特定の俳優の肖像や声と酷似していた場合は、著作権に依拠して肖像や声を保護することは難しいと考えられる。

（２）個人情報保護

・UK GDPRはEUのGDPRと同様に主にプライバシー保護を目的とした法的枠組みであり、肖像や声に関して実演者としての権利を保護することは難しいと考える有識者もいる。

（３）詐称通用（パッシング・オフ）

・自分の商品を他人の商品であるかのように偽って通用させる不法行為に相当する詐称通用（パッシング・オフ）がある。詐称通用（パッシング・オフ）で訴えるためには、「信用」「誤認」「損害」の3点を満たす必要がある。ただし、信用についての要件を満たすためには、一定度以上の実績や人気または知名度を持つことが求められるため、例えば十分な経歴のない俳優や、実績があるものの表舞台にはあまり積極的に登場しないがために一般的な認知度はそれほど高くない吹き替え声優などを保護することはできない可能性がある。さらにはAI生成物と認識された上で享受されている場合も多いと考えられ、その場合は「他者の商品や役務と関連性があるかのように偽って通用させた」とは言い難くなる。とりわけ誤認回避を目的に透かし措置などによってAI生成物であることが明示されている場合は、詐称通用（パッシング・オフ）の適用が極めて難しくなる恐れがある。

5. 米国

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

・合衆国憲法及び著作権法（連邦法）は、著作権では「人間の創造性の産物のみ保護することができる」と定めている。

（２）肖像権

・連邦法では一般的に肖像権について定めておらず、各州の法が定めている。

（３）パブリシティ権

・連邦法ではパブリシティ権について定められておらず、各州の法によって定められている。また州法において明文化されている州もあれば、明文化はないものの過去の判例を基に権利を保護している州もある。

（４）AIに関する制度

・米国には肖像や声をAI利用から包括的に保護する連邦法は存在しない。一方で州によっては、ディープフェイクやデジタル・レプリカからの保護を主な目的とした州法を成立させる動きが見られている。

6. 中国

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

・著作権法实施条例では、「著作権法でいう著作物とは、文学、芸術、科学の分野において独創性を持ち、かつ何らかの有形のもので複製できる知的成果物を指す」と定めている。よって、自然人の肖像や音声を著作権で保護することは難しいと理解されている。

（２）個人情報保護

・民法典や個人情報保護法が、人顔、声紋などのような情報を個人情報保護の対象としている。

（３）パブリシティ権

・民法典が「いかなる組織または個人も醜悪化、毀損または情報技術の手段による偽造などの方法によって、他人の肖像権を侵害してはならない。肖像権の権利者の同意を得なければ、肖像権の権利者の肖像を作成・使用・公開をしてはならない」と定めている。

（４）AIに関する制度

・2023年8月より、AIサービス利用暫定弁法（暫定弁法）が施行された。適用範囲については、「生成型AIの技術を利用して、中国国内の人々にテキスト、画像、音声、動画等を生成するサービスを提供する場合」と定めており、生成AIサービスの利用や提供に当たり、法規として初めて肖像権の保護に言及した。

7. シンガポール

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

・著作権法の第244条で定めた権利制限規定を通して、商用か非商用であるかを問わず、テキストデータマイニング目的による著作物の複製が認められている。

（２）個人情報保護

・個人データ保護法は公開情報を保護対象としていない。また利用が芸術または文学的な目的のみである場合は保護されない。

（３）詐称通用（パッシング・オフ）

・シンガポールにおいて、詐称通用（パッシング・オフ）は「肖像やアイデンティティの無断使用」に対して用いられる場合がある。例えば、自身の写真が同意なしに商業目的で使用された場合は、相手方を詐称通用（パッシング・オフ）で訴えることを検討できる。その場合、原告がシンガポールにおいてどの程度まで知名度があるかを示す必要があり、実演家も同様と考えられる。

8. 韓国

「肖像、声の保護」と著作権等の関係

（１）著作権

- ・肖像や声そのものは著作権保護の対象ではない。

（２）人格権

- ・民法750条と、個人情報の取得同意の義務と目的外での利用や提供の制限を定めた改正個人情報保護法の第15条（個人情報の収集及び利用）、第17条（個人情報の提供）、第18条（個人情報の目的外利用及び提供の制限）で人格権を保護している。

（３）AIに関する制度

- ・2024年12月にAIの開発及び信頼基盤の確立に関する基本法（AI基本法）が可決された。2025年1月に公布、2026年1月から施行される。生成AIによるディープフェイクの利用に対して、透明性の確保を求めている。しかしながら、ディープフェイク生成自体は規制していない。

III. 海賊版によって生じる広告収入に対する規制等

オンライン投稿された海賊版等によって生じる広告収入に対する規制等

	EU	独国	仏国	英国	米国	中国
広告収入 に対する規制	なし	なし	なし	なし	著作権法 (デジタルミレニアム 著作権法)	なし
関連規制	- 電子商取引に関する指令 - DSM著作権指令 - デジタルサービス法	- 著作権法 - デジタルサービス法 - ネットワーク執行法	- 知的所有権法典 - デジタル時代における文化作品へのアクセスの保護および規制に関する法	- 英国著作権法 - 電子商取引（EC指令）規則	著作権法 (デジタルミレニアム 著作権法)	- 情報ネットワーク通信保護条例 - 民法典 - サイバーセキュリティ法
セーフハーバー	適用なし	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり	適用あり

IV. 新しい技術等に関する訴訟において 第三者の意見聴取に関する制度の導入状況

新しい技術等に関する訴訟において第三者の意見聴取に関する制度の導入状況

(1) EU

- ・欧州連合司法裁判所では、法的に位置付けられた第三者の意見聴取に関する制度はない。

(2) ドイツ

- ・連邦憲法裁判所や行政裁判所は、裁判所規則等を通じて、正当な利害があると見なされた第三者を招集することができるとしている。さらには民事訴訟においても、事実関係に基づく利害に加えて法的な利害があると認められた第三者を招集できる場合がある。

(3) フランス

- ・法的に位置付けられた第三者の意見聴取に関する制度はない。

(4) 英国

- ・裁判所における民事及び刑事手続きの規則に対する補足的プロトコルを定めた行動指針に助言者の任命を要求することについてのガイダンスが記載されている。

(5) 米国

- ・裁判で第三者が提出する文書を差し出し、特定の判決に対して影響を与える意見や情報を提供するアミカス・ブリーフという制度がある。連邦裁判所では連邦控訴手続き規則に明記されており、州の裁判所は州法に基づく。

(6) 中国

- ・法的に位置付けられた第三者の意見聴取に関する制度はない。

(7) シンガポール

- ・裁判所規則に「裁判所は、自らの判断で、特定の法律問題に関するあらゆる事項について裁判所を補佐する1人または複数の独立した助言者を任命することができる」との記載がある。